

第22回 通常総会

令和 8 年 4 月 9 日

菊 川 市 農 業 振 興 会

次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議長選任

4. 議 事

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 令和7年度事業報告及び収支決算について |
| 第2号議案 | 令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について |
| 第3号議案 | 令和8年度会費賦課徴収(案)について |
| 第4号議案 | 研究部会補助金の規程改正について |

5. 来賓祝辞

6. 閉 会

第1号議案

令和7年度事業報告及び収支決算について

1) 令和7年度事業報告

本部活動実績

令和7年		
4. 4	静岡県認定農業者協会第1回役員会	於：静岡市
4. 9	菊川市農業振興会総会	於：JA菊川中央支店
4. 26	茶畑の中心で愛を叫ぶ「菊川チャパチュー2025」	於：菊川市
5. 25	ちゅうでんグリーンマルシェ	於：愛知県金山市
6. 3	静岡県認定農業者協会第2回役員会及び第22回通常総会	於：静岡市
6. 16	第1回菊川市担い手育成総合支援協議会・総会	於：菊川市役所会議室
6. 26	菊川市農業再生協議会通常総会	於：菊川市役所会議室
6. 30	菊川市農業振興会第1回役員会 ・法被制作に向けたロゴデザイン正式発注について ・令和7年度事業について ・地域計画について ・農林水産省への意見・要望について ・研究部会補助金申請状況について	於：JA菊川中央支店
8. 19	静岡県経済産業部農業局との農業農村振興にかかる懇談会及び県協会役員会	於：静岡市
8. 25	セミナー及び菊川市農業振興会第2回役員会 ・法被制作に向けたロゴデザイン案の決定について ・農林水産省への意見・要望について ・農業振興会・農業委員会の合同研修会について ・会員の加入審査について ・会費の納入状況について ・地域特産物の見直しについて	於：JA菊川中央支店
9. 20	小さな収穫祭	於：菊川市役所東館
10. 4	小さな収穫祭	於：菊川市役所東館
11. 1 ~3	かわさき市民祭り	於：神奈川県川崎市
11. 3	小さな収穫祭	於：菊川市役所東館
11. 16	菊川産業祭	於：文化会館アエル
11. 19	静岡県認定農業者協会第3回役員会	於：静岡市

12.	7	小さな収穫祭	於：菊川市役所東館
令和8年			
1.	15	菊川市農業振興会・農業委員会合同研修会	於：菊川市役所会議室
2.	3	第2回菊川市担い手育成総合支援協議会・総会	於：菊川市役所会議室
2.	4	第55回全国農業経営者研究大会	於：東京都
2.	16	菊川市農業再生協議会臨時総会	於：菊川市役所会議室
2.	19	農林水産省関東農政局と静岡県認定農業者協会との農業政策にかかる懇談会	於：埼玉県さいたま市
3.	23	菊川市農業振興会第3回役員会 <ul style="list-style-type: none"> ・会員の脱退及び加入審査について ・令和7年度事業状況及び収支状況報告について ・農業振興会役員構成について ・研究部会補助金について ・令和8年度事業計画（案）および収支予算（案）について ・総会の役割分担について ・その他 	於：JA菊川中央支店

役員の皆様に参加いただいた活動（会議除く）

- ・EnGAWAセミナー：8名
- ・菊川産業祭：5名
- ・合同研修会：4名 懇親会：3名

研究部会活動実績

部 会 数 42 部会

① 令和7年度助成部会数 10 部会

② 延べ活動員数 115 名

③ 総助成金額 2,075,495 円

④ 市補助金額 1,037,748 円

2) 令和7年度収支決算

収入決算額	3,330,372	円
支出決算額	3,053,957	円
差引残額	276,415	円 (次年度へ繰越)

項目	本年度予算額	決算額	比較増減	備考
1 会費	780,000	747,000	△ 33,000	
1) 会費	780,000	747,000	△ 33,000	249名×3,000円
2 補助金	1,960,000	1,529,786	△ 430,214	
1) 市補助金	1,350,000	1,037,748	△ 312,252	菊川市補助金
2) 農協補助金	510,000	392,038	△ 117,962	遠州夢咲農協補助金
3) 県補助金	100,000	100,000	0	中遠地域農業振興協議会
3 繰越金	749,953	749,953	0	
1) 繰越金	749,953	749,953	0	前年度より
4 雑収入	90,047	303,633	213,586	
1) 雑収入	90,047	303,633	213,586	イベント収入、預金利息等
合計	3,580,000	3,330,372	△ 249,628	

項目	本年度予算額	決算額	比較増減	備考
1 総務費	180,000	196,705	16,705	
1) 役員手当	140,000	160,000	20,000	役員手当
2) 事務費	40,000	36,705	△ 3,295	郵便代、振込手数料等
2 会議費	66,000	118,390	52,390	
1) 総会費	60,000	108,841	48,841	資料、記念品等
2) 役員会費	6,000	9,549	3,549	役員会経費
3 負担金	40,000	40,000	0	
1) 負担金	40,000	40,000	0	県認定農業者協会負担金
4 事業費	3,294,000	2,698,862	△ 595,138	
1) 本部活動費	540,000	613,262	103,262	農業新聞、イベント費、法被制作費等
2) 研究部会活動助成費	2,700,000	2,075,495	△ 624,505	各研究部会への補助金
3) 研修費	50,000	10,105	△ 39,895	研修会費等
4) 雑費	4,000	0	△ 4,000	備品等購入費
合計	3,580,000	3,053,957	△ 526,043	

第2号議案

令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

1) 令和8年度事業計画(案)

1 基本方針

農業をめぐる情勢は、農業の担い手の確保の問題や就農者の高齢化、荒廃農地の増加など、ますます深刻な状況となっている。

このような中で、市農業を支える当振興会の組織力を十分に発揮し、農業情勢に対応した優れた先進的経営体の育成と地域農業の体質強化を図ることが急務である。

農業の持続的発展と菊川市農業の振興のため、会員が一丸となって現状の打開策を模索するとともに、自らが地域農業の牽引者として自主的な研修活動を展開し、魅力ある農業経営の確立に努め、地域農業の発展に貢献する。

2 会議の開催

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) その他の会議

3 事業計画

(1) 本部活動事業

- ① 経営体強化に向けた取組み
- ② 研究部会への支援・協力
- ③ 地産地消、地域力強化に向けた取組み
- ④ スタートアップ企業による研修会の開催(令和8年度新たな取組み)

(2) 各研究部会に対する活動助成 ・助成金活用部会からの研修会等の実績報告発表

(3) 関係団体主催事業への参加

- ① 県・全国認定農業者大会等への参加
- ② 各種研修会等への参加

2) 令和8年度収支予算(案)

収入予算額	3,610,000	円
支出予算額	3,610,000	円
差引金額	0	円

収入の部

(円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 会費	1,360,000	780,000	580,000	
1) 会費	1,360,000	780,000	580,000	272名×5,000円
2 補助金	1,910,000	1,960,000	△ 50,000	
1) 市補助金	1,300,000	1,350,000	△ 50,000	菊川市補助金
2) 農協補助金	510,000	510,000	0	遠州夢咲農協補助金
3) 県補助金	100,000	100,000	0	中遠地域農業振興協議会
3 繰越金	276,415	749,953	△ 473,538	
1) 繰越金	276,415	749,953	△ 473,538	前年度より
4 雑収入	63,585	90,047	△ 26,462	
1) 雑収入	63,585	90,047	△ 26,462	イベント収入、預金利息等
合計	3,610,000	3,580,000	30,000	

支出の部

(円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 総務費	200,000	180,000	20,000	
1) 役員手当	160,000	140,000	20,000	役員手当
2) 事務費	40,000	40,000	0	郵便代、振込手数料等
2 会議費	35,000	66,000	△ 31,000	
1) 総会費	30,000	60,000	△ 30,000	資料、記念品等
2) 役員会費	5,000	6,000	△ 1,000	役員会経費
3 負担金	40,000	40,000	0	
1) 負担金	40,000	40,000	0	県認定農業者協会負担金
4 事業費	3,335,000	3,294,000	41,000	
1) 本部活動費	681,000	540,000	141,000	イベント、農業新聞等
2) 研究部会活動助成費	2,600,000	2,700,000	△ 100,000	各研究部会への補助金
3) 研修費	50,000	50,000	0	研修会費等
4) 雑費	4,000	4,000	0	備品等購入費
合計	3,610,000	3,580,000	30,000	

* 各項目間の流用を認めるものとする。

令和8年4月9日

菊川市農業振興会

第3号議案 令和8年度会費賦課徴収(案)について

- (1) 会費は1人年額 5,000円
- (2) 納入期日は5月末日
- (3) 納入方法は口座振替による

令和8年4月9日

菊川市農業振興会

第4号議案 研究部会補助金の規程改正について

菊川市農業振興会の研究部会への補助金交付に関する規程（別表）の一部改正
について

菊川市農業振興会の研究部会への
補助金交付に関する規程
新旧対照表

菊川市農業振興会規程第2号

改 正 前

菊川市農業振興会の研究部会への補助金交付に関する規程

第1条から第7条まで 略
附 則 略

(別 表)

事業の対象期間	事業申請年の1月1日から12月31日までに実施し、経費の支払いを1月31日までに完了した事業	
補助金の交付の対象となる活動	交付の対象となる経費	補助金の単価(率)
<p>(1) 研修・視察・勉強会等</p> <p>(2) イベントの参加、開催等</p> <p>(3) 情報交換会等</p> <p>① 研究部会内の会員相互の情報交換会等</p> <p>② 他の研究部会との情報交換会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 ・ 宿泊費 ・ 参加費 ・ 受講料 ・ 講師謝礼 ・ 出店料 ・ 会場使用料 ・ 印刷費 ・ 消耗品費 ・ その他左記活動に要する経費として会長が認めるもの 	<p>宿泊費については、13,000円を上限とする。</p> <p>交通費については、最も経済的な経路及び方法により要した経費から消費税を除いた額の10/10以内とする。</p> <p>消耗品費については、要した経費から消費税を除いた額の10/10以内で5,000円を上限とする。</p> <p>その他対象経費については要した経費から消費税額を除いた額の10/10以内。</p> <p>ただし、要した経費のうち参加人数1人あたりの金額に、参加した菊川市農業振興会員の人数を乗じた金額を上限とする。</p>
会長が特に必要と認めた取組	・ 会長が認めた経費	会長が認めた額。

対 照 表

No. 1

改 正 後

菊川市農業振興会の研究部会への補助金交付に関する規程

第1条から第7条まで 略

附 則 略

附 則

この規程は、令和8年度分の補助金から適用する。

(別 表)

事業の対象期間	事業申請年の1月1日から12月31日までに実施し、経費の支払いを1月31日までに完了した事業	
補助金の交付の対象となる活動	交付の対象となる経費	補助金の単価(率)
(1) 研修・視察・勉強会等 (2) イベントの参加、開催等 (3) 食育への取り組み (4) 情報交換会等 ① 研究部会内の会員相互の情報交換会等 ② 他の研究部会との情報交換会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 ・ 宿泊費 ・ 参加費 ・ 受講料 ・ 講師謝礼 ・ 出店料 ・ 会場使用料 ・ 印刷費 ・ 消耗品費 ・ ほ場管理費※ ・ 材料費※ ・ その他左記活動に要する経費として会長が認めるもの <p>※食育に係る費用のみ対象</p>	<p>宿泊費については、<u>要した経費から消費税を除いた額の10/10以内</u>で13,000円を上限とする。</p> <p>交通費については、最も経済的な経路及び方法により要した経費から消費税を除いた額の10/10以内とする。</p> <p>消耗品費については、<u>活動ごとに要した経費から消費税を除いた額の10/10以内</u>で5,000円を上限とする。</p> <p>その他対象経費については、<u>要した経費から消費税額を除いた額の10/10以内</u>。</p> <p>ただし、要した経費のうち参加人数1人あたりの金額に、参加した菊川市農業振興会員の人数を乗じた金額を上限とする。</p>
会長が特に必要と認めた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長が認めた経費 	会長が認めた額。

注)

- ① 別表のそれぞれの活動の申請回数については、上限を設けない。
- ② 活動の根拠となる書類を添付すること。
 - ・要した経費の領収書(支払い状況が分かる資料)
 - ・参加者名簿
 - ・研修・視察・勉強会の概要がわかる資料
 - ・工程表、次第等
 - ・イベント概要がわかる資料
 - ・参加申し込み状況や出店状況がわかる資料
 - ・情報交換会等の概要がわかる資料
 - ・情報交換会で使用した資料
- ③ 補助金の交付額が予算の範囲を超える場合は、第1条及び第2条に基づき以下のとおり交付額を減額するものとする。

補助対象の全ての部会に対する一律の減額

様式第1号から様式第8号まで 略

改正後

注)

- ① 別表のそれぞれの活動の申請回数については、上限を設けない。
- ② 活動の根拠となる書類を添付すること。
 - ・要した経費の領収書(支払い状況が分かる資料)
 - ・参加者名簿
 - ・研修・視察・勉強会の概要がわかる資料
 - ・工程表、次第等
 - ・イベント概要がわかる資料
 - ・参加申し込み状況や出店状況がわかる資料
 - ・情報交換会等の概要がわかる資料
 - ・情報交換会で使用した資料
- ③ 補助金の交付額が予算の範囲を超える場合は、第1条及び第2条に基づき以下のとおり交付額を減額するものとする。

補助対象の全ての部会に対する一律の減額

様式第1号から様式第8号まで 略